

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成30年12月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	62	事業名	都市公園事業(原釜・尾浜地区防災緑地)※施設費	事業番号	D-22-1
交付団体	福島県		事業実施主体(直接/間接)	福島県(直接)	
総交付対象事業費	4,300,000(千円)		全体事業費	4,752,000(千円)	
事業概要					
<p>■原釜・尾浜地区 津波防災緑地整備 A=13.3ha 【公園種別:緩衝緑地】</p> <p>原釜・尾浜地区は、家屋が流出するなど壊滅的な津波被害を受けたことから、防災集団移転促進事業による高台移転が基本方針となっている。移転跡地は、水産業、漁業向けの土地利用のほかに観光産業に配慮した土地利用が計画されているため、海岸堤防と防災緑地等を整備することで津波被害の軽減を図り、併せて移転先の高台住宅地や内陸部の産業地の安全度向上を図ることとしている。</p> <p>これらの土地利用方針を踏まえ、防災緑地を整備するものである。</p> <p>原釜・尾浜地区防災緑地は、「相馬市地域防災計画」に、10戸以上の市街地を直接的に防御するものとして、津波被害を軽減する機能(津波の減衰、漂流物の捕捉)を位置づける予定である。</p> <p>「相馬市復興計画 Ver1.2(H24.3)」【第2節ハード事業】○第2項被災地整理②土地利用計画</p>					
当面の事業概要					
<p><平成24~25年度> 地形測量、用地測量、緑地設計</p> <p><平成25年度~平成31年度> 盛土工V=586,500m³、植栽工、園路工等施設1式</p> <p><平成32年度> 施設台帳整備1式</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>津波による甚大な被害を受けた集落のほぼ全域が災害危険区域の指定(H23/10/31)を受けており、防災集団移転促進事業が進められている。この跡地を活用し防災緑地の整備を進めることにより、背後地の住宅、工業、水産業エリア等の津波被災の軽減を図る。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>予定地区周辺の沿岸部に位置する海岸の防潮堤において災害復旧事業が進められている。</p>					

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成30年12月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	63	事業名	都市公園事業(原釜・尾浜地区防災緑地)※用地費	事業番号	D-22-2
交付団体	福島県		事業実施主体(直接/間接)	福島県(直接)	
総交付対象事業費	3,250,000(千円)		全体事業費	3,250,000(千円)	
事業概要					
<p>■原釜・尾浜地区 津波防災緑地整備 A=13.3ha 【公園種別:緩衝緑地】</p> <p>原釜・尾浜地区は壊滅的な津波被害を受け、家屋が流出するなど、甚大な被害があったエリアを災害危険区域に指定し防災集団移転促進事業を実施する。</p> <p>その移転跡地に、津波の減衰等を目的とする防災緑地を整備し、今次津波による浸水エリアで家屋流出までは至らず現位置再建を図る住宅への安全度の向上を図る。</p> <p>また、災害危険区域内の跡地利用として考えられている水産業や観光産業施設の津波被害を減じる効果もある。</p> <p>構造的には、防潮堤と相馬亘理線の間を整備することとし、防潮堤と一体とし、防潮堤の裏へ盛土し丘陵地と樹林の組み合わせで減衰を図る計画としている。</p> <p>※「相馬市復興計画 Ver1.2」【第2節ハード事業】○第2項被災地整理②土地利用計画(27ページ)参照</p> <p>また、原釜・尾浜地区防災緑地は、「相馬市復興整備計画」及び「相馬市地域防災計画」に、10戸以上の市街地を直接的に防御するものとして、津波被害を軽減する機能(津波の減衰、漂流物の捕捉)を位置づける予定である。</p>					
当面の事業概要					
<平成24年度~平成31年度>					
用地補償、補償工事					
東日本大震災の被害との関係					
津波による甚大な被害を受けた集落のほぼ全域が災害危険区域の指定(H23/10/31)を受けており、防災集団移転促進事業が進められている。この跡地を活用し防災緑地の整備を進めることより、背後地の住宅、工業、水産業エリア等の津波被災の軽減を図る。					
関連する災害復旧事業の概要					
予定地区周辺の沿岸部に位置する海岸の防潮堤において災害復旧事業が進められている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成30年12月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	89	事業名	道路事業(市街地相互接続整備)(県道:原町海老相馬線)[補助率変更分]	事業番号	D-1-30
交付団体	県		事業実施主体(直接/間接)	県(直接)	
総交付対象事業費	0(千円)		全体事業費	120,000(千円)	
事業概要					
<p>本事業は、津波により壊滅的な被害を受けた相馬市孫目地区及び南相馬市南海老地区における農山漁村地域復興基盤総合整備事業(復興整備実施計画)と連携し、ほ場整備エリアでの幹線道路の付け替えを行うものである。</p> <p>南相馬市側の計画である北海老地区の防災集団移転事業跡地に農林水産省事業である海岸防災林が計画されており、現道の移設が必要となるため、西側に新ルートで整備する計画である。</p> <p>現道は沿岸部を南北に結ぶ幹線道路であったが、沿岸部に海岸防災林(農林水産省事業)が計画され、原形復旧が不可能となることより、隣接するほ場整備区域に非農用地設定を行い、新たなルートで道路付け替えを実施するものである。</p> <p>(事業間流用による経費の変更)(平成30年10月10日)</p> <p>【他事業からの流用】</p> <p>地盤改良工等の増工に伴い、D-1-6 道路事業 久之浜港線より、112,000千円(国費:H25 繰越予算 86,800千円)を流用。</p> <p>これにより、交付対象事業費は、112,000千円(国費 86,800千円)の増額。</p>					
▽事業量					
実施場所:相馬市蒲庭地区					
事業内容:県道・原町海老相馬線 L=約1,500m W=6.0(10.0)m					
▼位置付け					
[相馬市復興計画(Ver1.2)]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道の整備(P40)					
当面の事業概要					
<平成30年度>					
用地買収、地盤改良工					
<平成31年度>					
道路改良工					
<平成32年度>					
道路改良工、舗装工					
東日本大震災の被害との関係					
<p>現道の原町海老相馬線は、沿岸部の集落間を結ぶ生活幹線道路であったが、集落の痕跡は跡形もなく、南相馬市側の北海老地区沿岸部はすべて津波で流失したが、相馬市側の立切北地区は幸い全壊を免れた。</p> <p>そのため、南相馬市と相馬市を結ぶ本線は、ほ場整備事業での新ルートを立切北地区とのアクセスを考慮しながら、現道の西側へ変更し相馬市の高台へ至る新ルートで整備する。</p> <p>※区域の被害状況も記載して下さい。</p>					

関連する災害復旧事業の概要
<p>被災区域内では海岸堤防及び農地災害等の災害復旧事業をそれぞれ進めており、本事業との調整を行っている。</p> <p>道路については、本事業が採択される以前に原形復旧で査定を受けたが、本事業と調整を行い必要最低限の車道のみを復旧を行った。</p>

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

いわき市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 30 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	48	事業名	道路事業 (市街地相互の接続道路等) (一) 久ノ浜港線	事業番号	D-1-6
交付団体		福島県	事業実施主体 (直接/間接)	福島県 (直接)	
総交付対象事業費		1,718,000 (千円)	全体事業費	1,601,750 (千円)	
事業概要					
<p>津波による甚大な面的被害を受けた地区 (久之浜町久之浜地区) において、土地区画整理事業より形成される再生市街地の幹線道路であり、健全な市街地の復興再生に寄与する県道の整備を実施することにより、安心・安全なまちの復興再生を推進する。</p> <p>・ <u>道路改築</u> L=500m (区画整理地内 L=250m すり付け区間 L=250m) W=6.0(14.0)m</p> <p>・ <u>調査、設計、用地補償、本工事</u></p> <p>『市復興事業計画』 取組の柱 3 : 社会基盤の再生・強化</p> <p>主な取組: 被害の大きかった沿岸地域等について、地域の意見を聴きながら、地域特性を活かした土地利用計画を策定します。</p> <p>『市復興事業計画 (第一次)』 取組の柱 3 : 社会基盤の再生・強化</p> <p><u>主な取組</u>: 広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に対応するため、それぞれの地域の復興ニーズに的確に対応し、緊急かつ健全な市街地の復興を推進する。</p> <p>○ <u>重点施策: 津波被災地の復興に向けた土地利用プロジェクト</u></p> <p>『県復興事業計画 (第一次)』 重点復興計画重点 1 1 : 津波被災地復興まちづくりプロジェクト</p> <p>目指す姿: 津波により甚大な被害を受けた沿岸地域において、「減災」という視点からソフト・ハードが一体となり、防災機能が強化されたまちが生まれている。</p> <p>内 容: 海岸堤防の嵩上げ、防災緑地、道路、鉄道、土地利用の再編など、複数の手法を組み合わせた「多重防御」による総合的な防災力が向上したまちづくり。</p> <p>(事業間流用による経費の変更)</p> <p>残事業費を既配分予算の流用により充当することで効率的な予算執行を図るため、(相馬市) D-1-30 道</p> <p>路事業 (市街地相互の接続道路) 原町海老相馬線へ 116,250 千円 (国費:H25 繰越予算 93,000 千円) を流用。</p> <p>これにより、交付対象事業費は、1,718,000 千円 (国費: 1,374,400 千円) から 1,601,750 千円 (国費: 1,281,400 千円) に減額。</p>					
当面の事業概要					
<平成 24 年度>		・ 地元の合意形成 ・ 調査設計			
<平成 25 年度>		・ 詳細設計 ・ 用地補償 ・ 一部工事着手			
<平成 26 年度>		・ 工事			
東日本大震災の被害との関係					
<p><u>当該</u>地区は、<u>東日本大震災の大津波により</u>、<u>地区の大部分が浸水したほか</u>、<u>火災が発生し</u>、<u>壊滅的な被害を受け</u>、<u>多くの犠牲者を出した。</u><u>当該路線は</u>、<u>久之浜町久之浜地区の救助・救援活動のために機能を</u></p>					

発揮した路線であり、極めて重要な道路である。当該地区における土地利用と調整を図った道路改良を行い、再生市街地の再構築を図り、安心・安全なまちの復興再生を推進するものである。

【国土交通省の直轄事業に調査結果：久之浜町(久之浜)地区】

死者：33名、全壊・大規模半壊：369棟、半壊・一部損壊：98棟

関連する災害復旧事業の概要

- ・海岸災害復旧（久之浜地区海岸）L=2,150.8m
- ・河川災害復旧（大久川・小久川）L=530.0m

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成30年12月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	87	事業名	道路事業(市街地相互の接続道路)[補助率変更分]	事業番号	D-1-29
交付団体	福島県		事業実施主体(直接/間接)	福島県(直接)	
総交付対象事業費	0(千円)		全体事業費	206,000(千円)	
事業概要					
<p>■道路事業(県道:相馬亘理線)</p> <p>原釜尾浜地区は壊滅的な津波被害を受けたことから、家屋が流出するなど、甚大な被害があったエリアを災害危険区域に指定し、防災集団移転促進事業を実施する。</p> <p>その移転跡地に、津波の減衰等を目的とする防災緑地事業が実施され、津波による浸水エリアの縮小を図り、住宅への安全度向上を図る。それに伴い、相馬亘理線の改良工事を実施する。</p> <p>形状としては防災緑地に合わせて整備することとし、防潮堤、防災緑地と一体になって減衰を図る計画としている。</p> <p>▽事業量</p> <p>実施場所:相馬市原釜地区</p> <p>事業内容:県道・相馬亘理線 L=約2,000m W=6.0(10.0)m</p> <p>▼位置付け</p> <p>[相馬市復興計画(Ver1.2)]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)</p> <p>※当事業は財政力指数の変更により補助率が3/5から5/9に変更となるため、No.48事業の事業内容のうち、残工事に係る内容を移行したものである。</p> <p>(事業間流用による経費の変更)(平成29年1月19日)</p> <p>残事業費を既配分予算の流用により充当することで効率的な予算執行を図るため、(いわき市)D-4-14災害公営住宅整備事業(小名浜)より90,000千円(国費:H24予算69,750千円)を流用。これにより、交付対象事業費は90,000千円(国費:69,750千円)に増額。</p> <p>(事業間流用による経費の変更)(平成30年1月17日)</p> <p>残事業費を既配分予算の流用により充当することで効率的な予算執行を図るため、(富岡町)◆D-1-1-1交通インフラ検討事業(仏浜)より10,000千円(国費:H23予算7,750千円)を流用。これにより、交付対象事業費は90,000千円(国費:69,750千円)から100,000千円(国費:77,500千円)に増額。</p> <p>(事業間流用による経費の変更)(平成30年10月10日)</p> <p>住宅基礎の取り壊し等の増工に伴い、D-1-10道路事業 広野小高線より、106,000千円(国費:H24予算82,150千円)を流用。</p> <p>これにより、交付対象事業費は、100,000千円(国費77,500千円)から206,000千円(国費159,650千円)に増額。</p>					
当面の事業概要					
<平成25~29年度>			<平成26~30年度>		
○用地買収			○改良工事、舗装工事		
東日本大震災の被害との関係					
津波による甚大な被害を受けた集落のほぼ全域が災害危険区域の指定(H23/10/31)を受けており、防災集団移転促進事業が進められている。この跡地を活用し相馬亘理線の整備を進めることにより、防潮堤、防災緑地一体となって背後地の住宅、工業、水産業エリア等の津波被災の軽減を図る。					

関連する災害復旧事業の概要
予定地区周辺の沿岸部に位置する海岸の防潮堤において災害復旧事業が進められている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

広野町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成30年12月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	15	事業名	道路事業(市街地相互の接続道路) (一)広野小高線	事業番号	D-1-10
交付団体		福島県	事業実施主体(直接/間接)		福島県(直接)
総交付対象事業費		2,658,000(千円)	全体事業費		2,177,499(千円)
事業概要					
<p>■県道広野小高線整備(北迫工区)(延長=1.7km 幅員=6.5(10.75)m)</p> <p>本箇所は、津波により壊滅的な被害を受けた現位置に復興する下浅見川地区、下北迫地区と国道6号及び北部の既存集落である下北迫の高台地区とを結ぶ道路整備を実施するものである。</p> <p>本路線は既存路線を町の計画に合わせて線形を修正、また構造的には、被災地区の南北にある浅見川、北迫川を横断するため盛土構造とする必要があった。本路線はその特殊な地形条件によって盛土構造となった結果、今次津波における浸水区域での現地再建が可能となり、防災集団移転の規模を縮減することに寄与している。更に、広野町において、JR常磐線の東側地区を復興ゾーンと位置づけて土地利用計画を進めているが、本路線で津波被災を軽減することが前提条件となっている。また、有事の際の避難路としても機能することにより住民帰還促進、復興ゾーンへの企業誘致促進に大きく寄与する路線として期待されており、防災のまちづくりの基礎となる道路となっている。</p> <p>(事業間流用による経費の変更)(平成29年10月11日)</p> <p>残事業費を既配分予算の流用により充当することで効率的な予算執行を図るため、(新地町)D-1-9道路事業(市街地相互の接続道路)相馬亘理線へ193,750千円(国費:H25復興庁繰越分(当初分)155,000千円)、(南相馬市)D-1-6道路事業(市街地相互の接続道路)北泉小高線へ48,438千円(国費:H25復興庁繰越分(当初分)38,750千円)、(いわき市)D-1-9道路事業(市街地相互の接続道路)平磐城線へ135,625千円(H25復興庁繰越分(当初分)108,500千円)を流用。</p> <p>これにより、交付対象事業費は2,658,000千円(国費:2,126,400千円)から2,280,187千円(国費:1,824,150千円)に減額。</p> <p>(事業間流用による経費の変更)(平成30年10月10日)</p> <p>残事業費を既配分予算の流用により充当することで効率的な予算執行を図るため、(相馬市)D-1-29道路事業(市街地相互の接続道路)相馬亘理線へ102,688千円(国費:H24予算82,150千円)を流用。</p> <p>これにより、交付対象事業費は2,280,187千円(国費:1,824,150千円)から2,177,499千円(国費:1,742,000千円)に減額。</p>					
当面の事業概要					
<平成25年度>用地買収、工事実施			<平成26年度、平成27年度> 工事実施		
東日本大震災の被害との関係					
<p>本路線は沿岸部に位置し、下浅見川、下北迫地区間はほぼ全域で津波による被災を受けた。</p> <p>津波計画高さの見直しにより、南北にある浅見川、北迫川の堤防が嵩上げて復旧されるため、それらを横断する本路線も嵩上げが必要となる。</p> <p>本路線はその特殊な地形条件によって盛土構造となった結果、今次津波における浸水区域の現地再建が可能となり、防災集団移転の規模を縮減することに寄与している。</p> <p>本路線については原形復旧ではなく、町の復興計画とあわせ道路整備を行うものである。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

被災区域内では海岸堤防、北迫川及び浅見川の災害復旧事業をそれぞれ進めており、本事業との調整を行っている。

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 30 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	10	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:日下石石上線)	事業番号	D-1-6
交付団体		市	事業実施主体(直接/間接)		市(直接)
総交付対象事業費		1,518,518(千円)	全体事業費	3,628,837	2,896,837 (千円)
事業概要					
<p>■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:日下石石上線) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量 実施場所:相馬市岩子地区 事業内容:日下石石上線 L=2,814m W=10m 橋梁1基 C=3,628,8372,896,837千円(橋梁整備負担金の増額による変更) 岩子字数馬地区から程田字大師前地区への避難路</p> <p>▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40) (事業間流用による経緯の変更)(平成27年3月31日) 人件費・資材費高騰により本工事費が増額したため、D-23-1 防災集団移転促進事業(細田地区)より3,329千円(国費:2,579千円)を流用。これにより、交付対象事業費は1,190,670千円(922,769千円)から、1,193,999千円(925,347千円)に増額。 (事業間流用による経緯の変更)(平成29年1月19日) 平成29年度事業費配分のため、 D-21-1 下水道事業(公共下水道(雨水幹線)整備事業)(細田地区)より339,874千円(国費:263,402千円) D-1-23 道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:鹿島前迫線)より284,386千円(国費:220,399千円) D-1-14 道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:東部320号線)より35,092千円(国費:27,196千円)を流用。 これにより、交付対象事業費は1,521,847千円(1,179,429千円)から、2,181,198千円(1,690,426千円)に増額。 (事業間流用による経緯の変更)(平成29年10月11日) 工事内容変更により本工事費が増額したため、 D-23-3 防災集団移転促進事業(荒田地区)より129,033千円(国費:100,000千円) D-23-4 防災集団移転促進事業(鷲山地区)より387,097千円(国費:300,000千円) D-23-5 防災集団移転促進事業(新沼地区)より132,170千円(国費:102,432千円)を流用。 これにより、交付対象事業費は2,181,198千円(1,690,426千円)から、2,829,498千円(2,192,858千円)に増額。 (事業間流用による経緯の変更)(平成30年10月10日) 工事内容変更により本工事費が増額したため、 D-1-5 道路事業(市街地相互接続道整備)(東部123号線)より10,000千円(国費:H25 予算7,750千円) D-1-7 道路事業(市街地相互接続道整備)(東部327号線)より40,000千円(国費:H26 予算31,000千円) D-1-9 道路事業(市街地相互接続道整備)(東部338号線)より15,000千円(国費:H26 予算11,625千円) D-23-2 防災集団移転促進事業(仮敷田地区)より190,813千円(国費:H26 予算166,961千円) D-23-3 防災集団移転促進事業(荒田地区)より157,092千円(国費:H25 予算137,455千円) D-1-17 道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:東部521号線)より15,000千円(国費:H25 予算11,625千円) D-1-23 道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:鹿島前迫線)より30,000千円(国費:H26 予算23,250千円) F-2-1 市街地復興効果促進事業より287,277千円(国費:H27 予算229,821千円)を流用。 これにより、交付対象事業費は2,829,498千円(2,192,858千円)から、3,628,837千円(2,812,345千円)に増額。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成24年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収</p> <p><平成25年度~平成31年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。

震災直後においては、物資輸送（食品や生活用品）において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。

そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。

関連する災害復旧事業の概要

道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。

また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 30 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	42	事業名	道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 法定外道路)	事業番号	D-1-18
交付団体	市	事業実施主体 (直接/間接)	市 (直接)		
総交付対象事業費	375,000 (千円)	全体事業費	1,246,649,918,437 (千円)		
事業概要					
<p>■道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 法定外道路)</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量</p> <p>実施場所: 相馬市磯部地区</p> <p>事業内容: 市道・法定外道路 L=2,000m W=6m C=1,246,649 千円 (用地取得困難によるルート変更のため増額)</p> <p>磯部字狐字地区から安全な場所への避難路</p> <p>▼位置付け</p> <p>[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備 (P40)</p> <p>(事業間流用による経緯の変更) (平成 27 年 3 月 31 日)</p> <p>人件費・資材費高騰により、本工事費が増額したため、D-23-1 防災集団移転促進事業 (細田地区) より 155,865 千円 (国費: 120,795 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 375,000 千円 (290,625 千円) から、530,865 千円 (411,420 千円) に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更) (平成 29 年 1 月 19 日)</p> <p>人件費・資材費高騰等により、本工事費が増額したため、</p> <p>D-21-2 下水道事業 (公共下水道 (雨水幹線) 整備事業) (尾浜地区) より 228,609 千円 (国費: 177,172 千円)</p> <p>D-21-2-1 雨水排水対策事業 (尾浜地区) より 77,420 千円 (国費: 60,000 千円)</p> <p>D-21-3 下水道事業 (公共下水道 (雨水幹線) 整備事業) (岩子地区) より 81,543 千円 (国費: 63,196 千円) を流用。</p> <p>これにより、交付対象事業費は 530,865 千円 (411,420 千円) から、918,437 千円 (711,788 千円) に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更) (平成 30 年 10 月 10 日)</p> <p>事業計画変更に伴い、本工事費が増額したため、</p> <p>D-23-3 防災集団移転促進事業 (荒田地区) より 222,813 千円 (国費: H25 予算 194,961 千円)</p> <p>F-2-1 市街地復興効果促進事業より 18,288 千円 (国費: H27 予算 14,630 千円) を流用。</p> <p>これにより、交付対象事業費は 918,437 千円 (711,788 千円) から、1,188,878 千円 (921,379 千円) に増額。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度></p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。</p> <p>①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収</p> <p><平成 25 年度~平成 26 年度></p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。</p> <p>①市道整備のための工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。</p> <p>これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。</p> <p>震災直後においては、物資輸送 (食品や生活用品) において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。</p>					

道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。

そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。

関連する災害復旧事業の概要

道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。

また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 30 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	90	事業名	下水道事業（公共下水道（自動除塵機）整備事業） （原釜地区）	事業番号	D-21-4
交付団体	市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）		
総交付対象事業費	0（千円）	全体事業費	220,320（千円）		
事業概要					
■下水道事業（公共下水道（自動除塵機）整備事業） 東日本大震災による津波により被災した、原釜排水機場の自動除塵機を復旧整備する。 なお、被災地域については、県が道路整備事業（相馬互理線）を進めている。本事業を行う際に、水路を堰き止める必要があり、雨天時の冠水被害リスクが高まる関係上、県道工事中に本事業を行うことは危険が伴う。そのため、県道路事業が終了する平成 31 年度より本事業に着手する計画である。					
▽事業量 対象場所 原釜排水機場（排水区域：原釜地区 83.1ha） 事業内容：自動除塵機復旧（2 基）					
▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver3.2)〕第 1 章-第 2 節-第 4 項 雨水の排水対策(現在改定中)					
当面の事業概要					
<平成 31 年度> ・自動除塵機復旧整備工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により原釜排水機場は津波を受け、建物全体が水没、施設内の設備全てが使用不能となった。現在は被災した除塵機 3 基のうち 1 基のみ復旧し運用しているが、平成 29 年の台風の際に処理しきれず、排水ポンプが故障した経緯がある。 本排水機場の雨水排水区域である原釜地区（83.1ha）は、いずれも海拔 0~1.2m と低い地域であり、台風等雨量の多い時期には冠水被害が懸念される。 同地域は、近年、商店や太陽光パネルの整備が進み始めており、今後さらに地域の復興を加速させていくうえで、雨水の排水対策は欠かせないものである。 ついては、地区内の生活基盤の復興を図るため、自動除塵機を復旧整備し、排水対策を講じることにより、安全で住み良いまちづくりを推進するもの。					
（事業間流用による経緯）（平成 30 年 10 月 10 日） 事業計画の新規申請に伴い、 D-23-3 防災集団移転促進事業（荒田地区）より 52,074 千円（国費：H25 予算 45,565 千円） F-2-1 市街地復興効果促進事業より 149,594 千円（国費：H27 予算 119,675 千円） を流用。 これにより、交付対象事業費は 220,320 千円（国費：165,240 千円）となる。					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 30 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	25	事業名	防災集団移転促進事業 (刈敷田地区)	事業番号	D-23-2
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市 (直接)
総交付対象事業費		3,462,271 (千円)	全体事業費		3,271,458,071,045 (千円)
事業概要					
<p>■防災集団移転促進事業</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量</p> <p>住宅団地…相馬市新沼字刈敷田地内外 移転想定世帯数…142 世帯 (災害危険区域内世帯数) 移転促進区域…約 15.4ha (災害危険区域)</p> <p>▼位置付け</p> <p>[相馬市復興計画 (Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 2 項 被災地整理 (P26) [相馬市復興計画 (Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備 (P31)</p> <p>(事業間流用による経緯の変更) (平成 30 年 10 月 10 日)</p> <p>事業進捗により事業費が 190,813 千円 (国費: H26 予算 166,961 千円) 減額したため、道路事業 (市街地相互接続道整備) (日下石石上線) へ 190,813 千円 (国費: H26 予算 166,961 千円) を流用。</p> <p>これにより、流用後交付対象事業費は 3,462,271 千円 (3,029,487 千円) から、3,271,458 千円 (2,862,526 千円) に減額。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度></p> <p>①住宅団地用地取得、造成 ②関連公共施設整備 ③移転促進地域買取 ④住宅建設等利子助成、移転費用助成</p> <p><平成 25 年度></p> <p>①住宅団地用地取得、造成 ②関連公共施設整備 ③移転促進地域買取 ④住宅建設等利子助成、移転費用助成</p> <p><平成 26 年度～平成 27 年度></p> <p>①移転促進地域買取 ②住宅建設等利子助成、移転費用助成</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>今回の震災により、本市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。</p> <p>被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一位の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。</p> <p>移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことで、大きなストレスを感じている。被災からすでに 1 年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関すること」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設					
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					

交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 30 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	26	事業名	防災集団移転促進事業 (荒田地区)	事業番号	D-23-3
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市 (直接)
総交付対象事業費		3,725,911 (千円)	全体事業費		3,103,684 3,535,663 (千円)
事業概要					
<p>■防災集団移転促進事業</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に相当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量</p> <p>住宅団地…相馬市原釜字荒田地内外 移転想定世帯数…110 世帯 (災害危険区域内世帯数) 移転促進区域…約 24.6ha (災害危険区域)</p> <p>▼位置付け</p> <p>〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕 第 2 章-第 2 節-第 2 項 被災地整理 (P26) 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕 第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備 (P31) (事業間流用による経緯の変更) (平成 29 年 10 月 11 日) 事業進捗により事業費が、114,286 千円 (国費:100,000 千円) 減額したため、 道路事業 (市街地相互接続道整備) (日下石石上線) へ 114,286 千円 (国費: H23 予算 100,000 千円) を流用。 これにより、流用後交付対象事業費は 3,725,911 千円 (3,260,171 千円) から、3,611,625 千円 (3,160,171 千円) に減額 (事業間流用による経緯の変更) (平成 30 年 1 月 17 日) 事業進捗により事業費が、75,962 千円 (国費: 66,466 千円) 減額したため、 D-6-1 東日本大震災特別家賃低減事業へ 26,042 千円 (国費: H23 予算 22,786 千円) を流用。 D-5-2 災害公営住宅家賃低廉化事業 (補助率変更分) へ 49,920 千円 (国費: H23 予算 43,680 千円) を流用。 これにより、流用後交付対象事業費は 3,611,625 千円 (3,160,171 千円) から、3,535,663 千円 (3,093,705 千円) に減額 (事業間流用による経緯の変更) (平成 30 年 10 月 10 日) 事業進捗により事業費が、431,979 千円 (国費: H25 予算 377,981 千円) 減額したため、 D-1-6 道路事業 (市街地相互接続道整備) (日下石石上線) へ 157,092 千円 (国費: H25 予算 137,455 千円) を流用。 D-1-18 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 法定外道路) へ 222,813 千円 (国費: H25 予算 194,961 千円) を流用。 D-21-4 下水道事業 (公共下水道 (自動除塵機) 整備事業) (原釜地区) へ 52,074 千円 (国費: H25 予算 45,565 千円) を流用。 これにより、流用後交付対象事業費は 3,535,663 千円 (3,093,705 千円) から、3,103,684 千円 (2,715,724 千円) に減額</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度></p> <p>①住宅団地用地取得、造成 ②関連公共施設整備 ③移転促進地域買取 ④住宅建設等利子助成、移転費用助成</p> <p><平成 25 年度～平成 26 年度></p> <p>①住宅団地用地取得、造成 ②関連公共施設整備 ③移転促進地域買取 ④住宅建設等利子助成、移転費用助成</p> <p><平成 27 年度></p> <p>①移転促進地域買取 ②住宅建設等利子助成、移転費用助成</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>今回の震災により、当市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。</p> <p>被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。</p> <p>新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一位の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。</p> <p>移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことで、大きなストレスを感じている。被災からすでに 1 年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関すること」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。</p>					

関連する災害復旧事業の概要

被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
------	--

事業名	
-----	--

交付団体	
------	--

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 30 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	41	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:東部 521 号線)	事業番号	D-1-17
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	245,000(千円)	全体事業費	762,369 777,369 (千円)		
事業概要					
<p>■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:東部 521 号線) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量 実施場所:相馬市磯部地区 事業内容:市道・東部 521 号線 L=1,400m W=6m C= 245,000 千円(磯部字迎地区から安全な場所への避難路)</p> <p>▼位置付け [相馬市復興計画(Ver1.2)]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)</p> <p>(事業間流用による経緯の変更)(平成 27 年 3 月 31 日) 人件費・資材費高騰により、本工事費が増額したため、D-23-1 防災集団移転促進事業(細田地区)より 343,594 千円(国費:266,285 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 245,000 千円(189,875 千円)から、588,594 千円(456,160 千円)に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更)(平成 27 年 12 月 1 日) 人件費・資材費高騰により、本工事費が増額したため、D-23-5 防災集団移転促進事業(新沼地区)より 188,775 千円(国費:146,300 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 588,594 千円(456,160 千円)から、777,369 千円(602,460 千円)に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更)(平成 30 年 10 月 10 日) 事業進捗により事業費が 15,000 千円(国費:H25 予算 11,625 千円)減額したため、道路事業(市街地相互接続道整備)(日下石石上線)へ 15,000 千円(国費:H25 予算 11,625 千円)を流用。 これにより、流用後交付対象事業費は 777,369 千円(602,460 千円)から、762,369 千円(590,835 千円)に減額。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ① 市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収</p> <p><平成 25 年度~平成 26 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断られたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行って					

いる。

また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 30 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	47	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:鹿島前迫線)	事業番号	D-1-23
交付団体	市		事業実施主体(直接/間接)	市(直接)	
総交付対象事業費	233,000(千円)		全体事業費	13,57243,572(千円)	
事業概要					
<p>■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:鹿島前迫線)</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量</p> <p>実施場所:相馬市蒲庭地区</p> <p>事業内容:市道・鹿島前迫線 L=900m W=6m C=233,000千円(蒲庭字瀬庭地区から安全な場所への避難路)</p> <p>▼位置付け</p> <p>[相馬市復興計画(Ver1.2)]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)</p> <p>(事業間流用による経緯の変更)(平成28年3月31日)</p> <p>人件費・資材費高騰により、本工事費が増額したため、D-23-5 防災集団移転促進事業(新沼地区)より94,958千円(国費:H23 補正予算73,592千円)を流用。これにより、交付対象事業費は233,000千円(180,575千円)から、327,958千円(254,167千円)に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更)(平成29年1月19日)</p> <p>事業進捗により事業費が、284,386千円(国費:220,399千円)減額したため、道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:日下石石上線)へ284,386千円(国費:H23 補正予算220,399千円)を流用。</p> <p>これにより、流用後交付対象事業費は327,958千円(254,167千円)から、43,572千円(33,768千円)に減額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更)(平成30年10月10日)</p> <p>事業進捗により事業費が30,000千円(国費:H26 予算23,250千円)減額したため、道路事業(市街地相互接続道整備)(日下石石上線)へ30,000千円(国費:H26 予算23,250千円)を流用。</p> <p>これにより、流用後交付対象事業費は43,572千円(33,768千円)から、13,572千円(10,518千円)に減額。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成24年度></p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する</p> <p>①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収</p> <p><平成25年度~平成26年度></p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>①市道整備のための工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。</p> <p>これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。</p> <p>震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。</p> <p>これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。</p> <p>そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。</p> <p>また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。					

また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 30 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	9	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:東部 123 号線)	事業番号	D-1-5
交付団体		市	事業実施主体(直接/間接)		市(直接)
総交付対象事業費		120,000(千円)	全体事業費		224,536 234,536 (千円)
事業概要					
<p>■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:東部 123 号線)</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量</p> <p>実施場所:相馬市原釜地区 事業内容:東部 123 号線 L=650m W=6m C=120,000 千円(原釜戸崎地区から安全な場所への避難路)</p> <p>▼位置付け</p> <p>[相馬市復興計画(Ver1.2)]第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)</p> <p>(事業間流用による経緯の変更)(平成 27 年 3 月 31 日)</p> <p>人件費・資材費高騰及び支障物件追加の理由により、本工事費及び補償費が増額したため、D-23-1 防災集団移転促進事業(細田地区)より 54,191 千円(国費:41,998 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 120,000 千円(93,000 千円)から、174,191 千円(134,998 千円)に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更)(平成 27 年 12 月 1 日)</p> <p>人件費・資材費高騰及び支障物件追加の理由により、本工事費及び補償費が増額したため、D-23-5 防災集団移転促進事業(新沼地区)より 31,655 千円(国費:24,532 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 174,191 千円(134,998 千円)から、205,846 千円(159,530 千円)に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更)(平成 29 年 1 月 19 日)</p> <p>安全対策調査費の増額等の理由により、設計費及び本工事費が増額したため、◆D-1-1-1 震災後における代替輸送確保支援モデル事業より 28,690 千円(国費:22,234 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 205,846 千円(159,530 千円)から、234,536 千円(181,764 千円)に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更)(平成 30 年 10 月 10 日)</p> <p>事業進捗により事業費が 10,000 千円(国費:H25 予算 7,750 千円)減額したため、道路事業(市街地相互接続道整備)(日下石石上線)へ 10,000 千円(国費:H25 予算 7,750 千円)を流用。 これにより、流用後交付対象事業費は 234,536 千円(181,764 千円)から、224,536 千円(174,014 千円)に減額。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度></p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。</p> <p>①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収</p> <p><平成 25 年度~平成 27 年度></p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>①市道整備のための工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。</p> <p>震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。</p> <p>これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。</p> <p>そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。</p> <p>また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。</p> <p>また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。</p>					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 30 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	11	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 327 号線)	事業番号	D-1-7
交付団体		市	事業実施主体(直接/間接)		市(直接)
総交付対象事業費		140,000(千円)	全体事業費		100,000 140,000 (千円)
事業概要					
<p>■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 327 号線) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量 実施場所: 相馬市岩子地区 事業内容: 東部 327 号線 L= 800m W=6m C=140,000 千円(岩子字坂脇から岩子字宝迫地区への避難路)</p> <p>▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40) (事業間流用による経緯の変更)(平成 30 年 10 月 10 日) 事業進捗により事業費が 40,000 千円(国費: H26 予算 31,000 千円)減額したため、道路事業(市街地相互接続道整備)(日下石石上線)へ 40,000 千円(国費: H26 予算 31,000 千円)を流用。 これにより、流用後交付対象事業費は 140,000 千円(108,500 千円)から、100,000 千円(77,500 千円)に減額。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収</p> <p><平成 25 年度~平成 26 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。</p>					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	

事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 30 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	13	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:東部 338 号線)	事業番号	D-1-9
交付団体	市		事業実施主体(直接/間接)	市(直接)	
総交付対象事業費	42,000(千円)		全体事業費	27,000 42,000 (千円)	
事業概要					
<p>■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:東部 338 号線) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量 実施場所:相馬市岩子地区 事業内容:東部 338 号線 L=250m W=6m C=42,000 千円(岩子字坂脇から安全な場所への避難路)</p> <p>▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40) (事業間流用による経緯の変更)(平成 30 年 10 月 10 日) 事業進捗により事業費が 15,000 千円(国費:H26 予算 11,625 千円)減額したため、道路事業(市街地相互接続道整備)(日下石石上線)へ 15,000 千円(国費:H26 予算 11,625 千円)を流用。 これにより、流用後交付対象事業費は 42,000 千円(32,548 千円)から、27,000 千円(20,923 千円)に減額。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収</p> <p><平成 25 年度~平成 26 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。</p>					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	

事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	